

飯能市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削る。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、提案するものである。

飯能市議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
(定義)			(定義)		
第2条 省略			第2条 省略		
2～9 省略			2～9 省略		
10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。			10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。		
11～13 省略 (利用及び提供の制限)			11～13 省略 (利用及び提供の制限)		
第12条 省略			第12条 省略		
2～4 省略			2～4 省略		
5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで <u>及び第29条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第12条第1項から第30項	省略	省略	第12条第1項から第30項	省略	省略
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反

第 3 8 条第 1 項第 2 号	規定に違反して利用されているとき	して利用されているとき、番号利用法第 2 0 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 1 0 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第 1 8 条	省略	省略
2	省略	省略
第 3 8 条第 1 項第 2 号	規定に違反して利用されているとき	して利用されているとき、番号利用法第 2 0 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第 1 8 条	省略	省略
2	省略	省略

(開示請求権)

第 1 8 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

(開示請求権)

第 1 8 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。